

管内各社会福祉施設の長 様
(児 童 福 祉 施 設 を 除 く)

島根県県央保健所長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の
社会福祉施設における対応について(通知)

平素から感染症対策について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日から5類感染症に位置付けることとされました。これに伴い、感染症法の規定に基づく陽性患者や濃厚接触者に対する行動制限等がなくなり、マスクの着用などの感染対策や陽性患者の療養期間等は個人の判断に委ねられることとなります。

しかしながら、高齢者福祉施設には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面継続することとされ、障害者支援施設についても同様に感染対策の徹底や必要な取り組みを継続することとされています。

については、当面の間の今後の対応について、下記のとおりまとめましたので、改めて施設内での対策やBCP(業務継続計画)の見直し及び陽性患者の施設内療養を前提とした体制整備をお願いします。

記

1. 平常時の対応

- ・平常時から、常に換気を徹底する
- ・平常時でもマスクのできない利用者・入所者に対し、飛沫曝露のリスクの高いケア(食事介助、口腔ケア、吸引等)をするときは、フェイスシールド(ゴーグル)等の着用に努める
- ・陽性患者が確認された時の手順(ゾーニング等を含む)を、事前に確認しておく
- ・入所系施設は施設医、嘱託医、かかりつけ医等(以下「施設医等」と)の連携体制を確認しておく
- ・PPE(personal protective equipment、個人防護具)、抗原定性検査キット、消毒薬など、物資を十分に準備しておく
- ・PPEの着脱訓練をしておく
- ・職員に陽性者が出た時のBCP体制や応援依頼先(法人本部・近隣施設など)を確認しておく
- ・応援職員にしてほしい業務や説明すべき内容を整理しておく
- ・症状がある利用者・入所者の早期把握と、嘱託医等への早期相談を行う
- ・症状(発熱・咳 等)がある職員は、軽い症状であっても出勤しないことを徹底する

※抗原定性検査キットが陰性だったため出勤し感染拡大につながった事例が多数確認されています。

検査が陰性でも新型コロナウイルス感染の可能性を否定できないことに十分ご留意願います。

- ・地域等で感染拡大が疑われる際は積極的に職員の集中的・定期的な検査を行うことを検討

※県による抗原定性検査キット配布も活用ください

島根県高齢者福祉課又は障がい福祉課ホームページ参照(リーフレットは同じもの)

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/low/

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/kougenkanikitto.html>

2. 発生時の対応

(1) 発生時の報告・相談先

- ・施設関係者で陽性患者が確認された場合は県央保健所 0854-84-9807(平日・休日とも原則 8:30～17:15)あて患者氏名、年齢、発症日、患者確定日、患者以外の体調不良者の有無を連絡する
(県央保健所は必要に応じて助言や行政検査等を行う)
- ・その後、陽性患者が追加で確認された場合もその旨県央保健所に連絡する
- ・陽性判明後の体調急変時や接触者の発症については、施設医等に相談する
(施設医等が入院要否の判断や入院が必要な場合の入院調整を行う)
- ・施設医等に相談できない場合は健康相談コールセンター0854-84-9810(平日・休日とも 8:30～21:00)に相談する(症状悪化など緊急の場合は時間外も受付)
- ・息苦しい等緊急を要する症状があればためらわず救急要請を行う

(2) その他の対応

位置づけ変更後は感染症法の規定に基づく行動制限や療養期間の基準はありません。

このたび、当所で作成した「入所系施設で新型コロナウイルス感染症(疑い)患者が発生した場合の5類移行後の対応(例)」又は「通所系施設で新型コロナウイルス感染症(疑い)患者が発生した場合の5類移行後の対応(例)」も参考にしながら、各施設で判断の上、対応していただきますようお願いします。

なお、対応(例)については、県央保健所ホームページにも掲載しております。今後、国や県からの最新情報に基づき改訂した場合は県央保健所ホームページを更新することとし、個別の通知は省略しますので、適宜ホームページを確認願います。https://www.pref.shimane.lg.jp/kenou_hoken/

(問い合わせ先)

県央保健所 環境衛生部衛生指導課

(TEL) 0854-84-9807 (FAX) 0854-84-9819

(mail) keno-hc-covid19@pref.shimane.lg.jp